

別紙2

ワーク・ライフ・バランス推進企業に対する加点措置

本補助事業では、ワーク・ライフ・バランス推進企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

○内容

今般の少子化を巡る状況を踏まえ、経済産業省の補助金において、従業員の両立支援のためにワーク・ライフ・バランスの取組を進める企業等に対して、原則優遇措置の実施が要請されておりますところ、令和6年度より加点措置を行うこととします。

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に審査時の加点措置を行うこととします。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ② 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ③ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ④ 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

（参考）※いずれも厚生労働省ウェブサイトより

・えるぼし認定とは

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/000952514.pdf>

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

・ユースエール認定制度とは

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>